

令和5年第10回 教育委員会会議
議案書

吉川市教育委員会

令和5年第10回吉川市教育委員会会議
付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	報告第2号	請願の審議結果について
2	第23号議案	令和6年度当初吉川市教職員人事異動方針及び令和6年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項について
3	第24号議案	吉川市少年センター条例の一部を改正する条例

報告第2号

請願の審議結果について

令和5年9月19日付けで吉川市議会議長から提出された学校給食費の無償化を求める請願の審議結果について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）第25条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年9月27日

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

第23号議案

令和6年度当初吉川市教職員人事異動方針及び令和6年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項について

「令和6年度当初吉川市教職員人事異動方針」（別紙）及び「令和6年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」（別紙）を定めることについて、議決を求める。

令和5年9月27日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

方針及び細部事項は、埼玉県教育委員会教育長から「令和6年度当初教職員人事異動方針について（通知）」〔教県第486号令和5年8月21日付け〕、「令和6年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項について（通知）」〔教小第296号令和5年8月22日付け〕が各市町村教育委員会教育長に通知されたことを受け、本市教育委員会としての方針等を定めるため、この案を提案するものである。

第24号議案

吉川市少年センター条例の一部を改正する条例

吉川市少年センター条例（昭和58年吉川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>吉川市教育センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>子どもが安心して学べる環境を確保し、個別のニーズに合わせた支援を行うため、吉川市教育センター（以下「<u>教育センター</u>」という。）を吉川市吉川一丁目21番地13に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 <u>教育センターは、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>教育相談</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>教育支援センター</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>就学相談</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>青少年健全育成</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、吉川市教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が必要と認めること。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>吉川市少年センター条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>少年の健全な育成を目的として非行防止対策の総合的な推進を図るため、吉川市少年センター（以下「<u>少年センター</u>」という。）を吉川市吉川一丁目21番地13に設置する。</u></p> <p>(業務)</p> <p>第2条 <u>少年センターは、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>少年相談</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>少年補導</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>環境浄化</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>少年問題に関する情報及び資料の収集整備</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>その他少年の非行防止に必要な業務に関する</u>こと。</p>

<p>(管理)</p> <p>第3条 <u>教育センター</u>は、<u>教育委員会</u>が管理する。</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 <u>少年センター</u>は、<u>吉川市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が管理する。</p>
<p>(職員)</p> <p>第4条 <u>教育センター</u>に所長その他の必要な職員を置く。</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 <u>少年センター</u>に所長その他の必要な職員を置く。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年9月27日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

少年センターを教育センターと名称変更し、業務内容についても整理したいので、この案を提出するものである。